

第10号様式別表記載要領

- 1 この計算書は、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人で電気供給業を行うものが記載し、第10号様式の明細書に添付すること。
- 2 課税標準額の総額を発電所用固定資産の価額による課税標準額と総固定資産の価額による課税標準額とに区分する場合における発電所用固定資産の価額に対する新設発電所用固定資産の価額の割合に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうちその発電所用固定資産の価額に係る数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。
- 3 「発電所用固定資産の価額による課税標準額」欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てること。また、「分割基準」欄に記載すべき価額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときについても同様であること。